

令和 2 年 第 6 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

令和2年第6回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和2年6月25日(木) 午後1時

1. 場 所 箕面市役所3階 委員会室

1. 出席者 教 育 長 藤 迫 稔 君
代表教育委員 山 元 行 博 君
教育長職務代理者 高 野 敦 子 君
委 員 大 橋 亜由美 君
委 員 中 享 子 君
委 員

1. 付議案件説明者

副 教 育 長 尾 川 正 洋 君
兼子ども未来創造局長
子ども未来創造局 木 村 均 君
担 当 部 長
子ども未来創造局 藪 本 正 博 君
副部長兼教育政策室長
子ども未来創造局 岡 裕 美 君
担 当 副 部 長
子ども未来創造局 石 橋 充 久 君
学 校 教 育 監
子ども未来創造局 今 中 美 穂 君
担 当 副 部 長
子ども未来創造局 野 澤 昌 弘 君
副 理 事
学校生活支援室長 宇 根 彩 美 君
学 校 教 育 室 長 高 取 貞 光 君
子 育 て 支 援 課 長 葦 澤 宣 雄 君
保 健 ス ポ ー ツ 室 長 遠 近 高 明 君

1. 出席事務局職員

教 育 政 策 室 参 事

乾 敬一朗 君

教 育 政 策 室

林 由 記 君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 新型コロナウイルス感染症対策に係る方針策定の件
- 日程第 4 箕面市立小学校及び中学校における携帯電話の取扱いに係る方針策定の件
- 日程第 5 第四次箕面市子どもプラン策定の件
- 日程第 6 箕面市通学区域審議会による答申の件
- 日程第 7 箕面市通学区域規則改正の件
- 日程第 8 箕面市立学校管理運営規則及び箕面市立幼稚園条例施行規則改正の件
- 日程第 9 箕面市就学援助費給付要綱改正の件
- 日程第 10 箕面市立総合運動場休館日一部変更の件
- 日程第 11 箕面市教育委員会の所管に係る令和2年度一般会計補正予算の件
- 日程第 12 箕面市社会教育委員解職及び委嘱の件
- 日程第 13 箕面市スポーツ推進委員委嘱の件
- 日程第 14 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第 15 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件
- 日程第 16 生徒指導の件

(午後1時開会)

○教育長（藤迫稔君）：ただ今から、令和2年第6回箕面市教育委員会定例会を開催いたします。議事に先立ちまして事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

○教育長（藤迫稔君）：ただ今の報告どおり、本委員会は成立いたしました。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、日程第1「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、大橋委員を指定いたします。

○教育長（藤迫稔君）：次に、日程第2「教育長報告」を行います。まず5月7日に教育委員会の臨時会を開催いたしまして、この時点での新型コロナウイルス対策について、協議と決定をしていただきました。また小中学校、幼稚園及び保育所の対応につきましては、その都度教育委員会から指示しているところですが、中でも小中学校については、校長経営会議を集まらずに遠隔でテレビカンファレンスにより頻繁に開催し、教育委員会からの指示を行うことができました。6月15日から通常授業を開始いたしました。給食についても6月22日に、簡易給食から通常給食に戻っております。この間、いろいろ学校の様子を見てみると、やはり学校というところはどれだけ工夫をしても、「密」という状態をなかなか避けにくいものでして、われわれは登下校時の注意や、学校の休み時間中の注意、あるいは各教科ごとに配慮すべきことなどについて、細かく指示を出してありますが、なかなか難しい様子で、学校現場はだいぶ苦勞しているようです。引き続き、安心することなく、われわれもしっかり様子を見ていきたいと思っております。それともう1点、かねてからいろいろ協議をさせていただきました、箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会の件について、教育長報告を借りて報

告いたします。平成30年10月に覚知した中学校のいじめ事案について、当時1年生だった男子生徒の保護者からの申し立てにより令和2年3月に箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会を設置しまして、現在まですでに5回の委員会が開催されております。この第三者調査委員会における資料確認や状況把握をいったん終えましたので、これから学校の生徒、関係教職員、あるいは教育委員会事務局職員の聞き取りが行われる予定となっております。この件につきましては、今日から時間をかけて議会へ報告をするとともに、当該保護者にも第三者調査委員会から通知文が送られるなど、情報が公になりますことをみなさんと確認だけしておきたいと思っております。これをもちまして教育長報告とさせていただきます。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、議事に入ります前に、本日の日程のうち、日程第16、報告第48号「生徒指導の件」は、人事案件その他の案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開とし、当該案件を審議したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。それでは皆様の総意により、当該案件については、非公開で審議することといたします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定に基づき、山元代表教育委員を指名し、ここからの議事進行をお願いいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： ただいまご指名いただきましたので、ここからの議事を行います。まず、日程第3、報告第42号「新型コロナウイルス感染症対策に係る方針策定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を副教育長に求めます。

○副教育長： 本件は、新型コロナウイルス感染症対策に係る方針の策定にあたり、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定に基づきご報告するものです。6月1日に決定した内容としては、小学校及び中学校における対策として、令和2年6月15日から通常の授業を行うこと、令和2年度の夏季休業日を令和2年8月7日から同月21日までとすること、市立小学校における学童保育を、令和2年6月13日までは長期休業期間と同様に行い、同月15日以降、放課後に実施すること等としております。幼稚園及び保育所等における対策として、令和2年6月15日から市立幼稚園において通常の登園を行うこと、令和2年6月1日から1歳6カ月健診、3歳6カ月健診を再開すること、同月8日から子育て支援センターの業務を再開すること等としております。生涯学習施設等における対策として、令和2年6月1日以降、「大阪コロナ追跡システム」の導入を図りながら、生涯学習施設を順次、全面的に開館することとしております。6月16日に決定した内容としては、幼稚園における対策として、令和2年度の夏季休業日を令和2年7月23日から8月31日までとすること、としております。なお、これらの決定事項につきましては、いずれも国及び大阪府の動向等に基づき、随時、適切な対応をとっていくこととしております。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第42号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第4、議案第43号「箕面市立小学校及び中学校における携帯電話の取扱いに係る方針策定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校教育室長に求めます。

○子ども未来創造局学校教育室長： 本件は、箕面市立小学校及び中学校における児童生徒の携帯電話の取扱いに係る方針を定めるため、提案するものでございます。本市の小中学校における児童生徒の携帯電話の持ち込みについては、従来通り原則禁止というルールを継続いたします。ただし、携帯電話を緊急手段とせざるを得ない場合、その他やむを得ない事情がある場合には、学級担任に相談し、箕面市立小中学校における携帯電話の取扱いに関する同意確認書を提出してもらうこととなります。その際、校長が必要と判断した場合に限り学校への携帯電話の持ち込みを認めるという内容になっています。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： 確認ですが、統一した同意確認書を出すなど新たに方針を立てましたが、考え方は今までと変わっていません。今までと同じく、携帯電話の持ち込みは原則禁止で、事情があり校長が認めた場合に許可するという考え方は変わっておりません。文部科学省は中学生の持ち込みは認めるという方針を出しているようですが、われわれも今の原則禁止の考え方が未来永劫続くとは思ってはいません。時代とともにスマートフォンや携帯電話を持ち込んでいい日がくるとは思うので、その時は許可しようと考えていますが、それはもう少し時間が必要で、今ではないと考えています。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第43号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第5、議案第44号「第四次箕面市子どもプラン策定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局副部長に求めます。

○子ども未来創造局副部長： 本件は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づく市町村行動計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項の規定に基づく子どもの貧困対策の推進に関する市町村計画、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項の規定に基づくひとり親家庭自立促進計画を兼ねた本市の子ども・子育て支援施策を幅広く記載している計画として、第四次箕面市子どもプランを策定するものです。なお、本計画は第五次箕面市総合計画を上位計画とする子ども・子育て支援分野の個別計画として位置づけられるものです。本計画の策定にあたっては、本市の附属機関である箕面市子ども・子育て会議による答申をもとにパブリックコメントを実施いたしました。パブリックコメントによる意見の提出はありませんでした。

- 代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員（中享子君）：保育施設について、第三次箕面市子どもプランでは13施設644人分の保育施設を整備してきましたが、その中でも全国的に保育士不足などの課題があったと思います。第四次箕面市子どもプランはこれからですが、保育士の確保について、箕面市ではどのように対策していくのか教えてください。
- 子ども未来創造局担当副部長：ご質問いただいた件ですが、第三次箕面市子どもプランに基づいて、計画を大きく超える644人分の保育施設を整備し、昨年度、今年度の4月1日現在の待機児童は0となっていました。やはり1年を通じますと0歳児、1歳児を中心として、今なお100人近い待機児童が生じています。これは保育施設を整備したものの、全国的な保育士不足により、新たに作った保育施設はもとより、既存の保育施設も含めて定員まで保育士を確保できないことによって実質的な定員拡大につながっていないという実態があります。現在も箕面市では保育士確保対策としまして、箕面市内に新たに勤める保育士に対して箕面市独自で月額2万円の補助金の交付を行ったり、潜在保育士の復職支援を行ったり、また保育士の子どもさんを優先的に保育所に入所させることによって箕面市内の保育施設の保育士として働いていただくという取り組みを続けております。今後も急増する保育ニーズに対応すべく、今後5年間で441人分を新たに整備する必要があるということも今回の計画にも位置づけておりますので、新たな保育施設の整備と合わせて、保育士確保対策は強化していく必要があると認識しております。現在実施している保育士確保対策に加えまして、例えばですが国の運営費、給付費だけでは対応が難しい保育士の処遇、待遇の改善に向けて民間保育施設に対して市として支援を行っていくなど、即効性があり、かつ効率的な保育士確保対策について早急に制度を構築していきたいと考えております。
- 代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。
- 委員（高野敦子君）：第四次箕面市子どもプランの策定においても引き続き待機児童対策にしっかり取り組んでいただきたいと思いますのと同時に、全ての子どもたちが0歳から2歳まで保育所に通う訳ではなく、家庭で保育するかたもまだ多くいらっしゃるの、やはり子育て支援事業というものは、これまでに引き続きしっかりやっていただきたいと思います。子育て世帯の親子を孤立化させないことが虐待防止の一つになると私は思います。総合教育会議で毎年私が、子育て世帯の外出促進について言っていますが、引き続き子育て支援事業についてもしっかり進めていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
- 子ども未来創造局子育て支援課長：今、高野委員さんがおっしゃった0歳から2歳児の家庭保育に向けた取り組みですが、地域子育て支援センターの事業が、家庭保育のかたにとっての交流や相談の場として機能しているところです。ご指摘にあるように、第4章、施策の展開の第1節第1項「家庭・地域における子育て環境の充実」の文中にも書かせていただきましたが、就労や社会参加等をしていない家庭で子育てをしている世帯は、仲間づくりや情報提供、相談支援を特に必要としています。待つ支援ではなく出向く支援に力を入れていきたいと書かせていただきました。具体的には「1 家庭・地域における子育て支援」の中にいろいろと書かせていただいておりますが、肝となるのは保健師と保育士の融合、ここが大事だと考えています。「こんにちは赤ちゃん訪問」として、本市の保育士は全ての0歳児のご家庭を訪問し、子育てに関する情報提供をするとともに、保護者と交わす様々な会話の中から保護者のニーズも拾い上げています。それらのニーズを、毎月行っている子育て支援センターの保育士との融合会議において共有しています。保育士はそのニーズをふまえて子育て支援センターでのイベントを考えたり、市から能動的に発信するおひさまメールでの情報提供

として活用させていただいています。このようにとりわけ0歳から2歳児の家庭保育のかたにとっての貴重な居場所となっている子育て支援センターは市内に3カ所ありまして、実績や今後の確保方策を第四次箕面市子どもプランに記載させていただいておりますのでご参照ください。合わせてこの3カ所の拠点に加えて、拠点のない地域に対しては、出張子育て広場として、全ての中学校区に出張して同様の居場所づくり事業を実施しているところです。昨年度は142回実施しまして2,648組の参加がありました。今後も強化をしていきたいと考えております。

○代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、議案第44号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第6、報告第43号「箕面市通学区域審議会による答申の件」、及び日程第7、議案第45号「箕面市通学区域規則改正の件」は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。報告第43号の報告及び議案第45号の提案理由を子ども未来創造局副部長に求めます。

○子ども未来創造局副部長：本件は、令和2年6月19日付けで、箕面市通学区域審議会から「船場地区に新設する学校の通学区域の設定及びそれに伴う全市的な通学区域の変更について（答申）」を受領いたしました。これは平成29年5月15日付けで箕面市教育委員会より通学区域審議会に対し行った諮問に対し答申を受けたものです。その内容は別紙にありますとおり校区変更を提案されたものです。通学区域審議会においては、この校区変更案の作成に際し、平成29年8月から本年2月まで9回におよぶ「通学区域検討ワークショップ」を開催され、本年3月から5月末まで3度のパブリックコメントを実施されました。それらの経過を踏まえ、今回の答申には、教育委員会や市に期待される事項として、5つの付帯意見がつけられています。具体的には、今回答申する新しい校区について地域住民に理解いただけるよう、十分な説明を尽くすこと、また新しい校区の運用開始まで、丁寧な周知を継続して行うこと、今回の校区変更を踏まえ、今後、学校運営に関わる教育制度、教育施策や、交通環境や地域生活など学校を取り巻く外部環境が大きく変化していないか、また、ワークショップや審議会で議論された課題がどのように経過しているか適宜確認し、必要に応じて対応を検討すること、新しい校区の通学路を想定した安全対策を極力早急に行うこと、地域生活に関する市のあらゆる施策が、校区の変更を見据えて展開されるよう、教育委員会内の子育て、青少年健全育成に係る部局はもとより、地域活動、防災、防犯、福祉部局等とも連携し、全庁的に取り組みを進めること、なお、校区変更に伴い避難所が変更になるケースがあることから、災害時等に混乱が生じないよう、十分な周知を行うとともに、特に経過措置期間中も混乱が生じないよう十分な取扱いとすること、最後に、十分な経過措置を設けるなど、新しい校区が運用される前後において様々な個別事案に対応できるよう、極力丁寧かつ柔軟な取扱いとすること、というものでございます。続きまして、「箕面市通学区域規則改正の件」について、提案理由とその内容をご説明いたします。本件は、先ほどご報告いたしま

した箕面市通学区域審議会からの答申を受け、(仮称)箕面市立船場小学校の開校時期に合わせ、新しい校区を規定するため、「箕面市通学区域規則」を改正するものです。あわせて、答申の付帯意見の中で「十分な経過措置を設けるなど、新たな校区が運用される前後において、様々な個別事案に対応できるよう、極力丁寧かつ柔軟な取扱いとすること」と求められていることを受け、附則において経過措置を規定しています。具体的には、新校区の運用開始後も、在校生については引き続き従前の学校に通うことができることや、新校区の運用開始後に小学校に入学する場合、規定では新校区に入学することになりますが、保護者の申し出があれば、兄弟が在学または卒業した旧校区を選択できることを定めるほか、転入生に対しても、その時期と学年に応じて、在校生と同等の措置を適用させることなどを規定しています。

○代表教育委員(山元行博君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長(藤迫稔君) : 補足の意味も込めてですが、先ほどの協議会でも未定稿の議事録を見ていただいて議論させていただきましたが、通学区域審議会の終盤にきまして、何度も説明させてもらっている「学校敷地面積/校区面積」について、改めていろいろな意見がありました。審議会でも説明をさせていただいているのですが、そこをしっかりと押さえておく必要がありますので、この場で補足という意味で確認したいと思います。全市的な校区の見直しをするにあたってフリーハンドで何か考えようというのではなく、全市的に見直しをするので、きっちり指標を持っていないと、それぞれの地域がそれぞれの思いで「こうだったら、ああだったらいいのに」となると收拾がつかないので、ある程度しっかりと、最初の一步をスタートする段階で確認しました。いくつかありますが、1つは船場に学校を建設することによって学校は減らさない、廃校にはしないというのは前提条件ですね、という意味確認をしました。あと、長期的にわたって安定的な校区にすることをめざして全市的な校区調整をするについて、その手法については「通学距離が1キロメートル以内」「学校敷地面積/校区面積の値を全校均等にする」ということを市として意思決定して、教育委員会のみなさんにもご確認いただきましたし、そもそもこの話が船場に学校を作るという市長の公約からスタートしていますので、校区調整について市長にも確認しています。校区調整の手法について、もちろん審議会にも、あるいは特に実際に考えていただくワークショップのメンバーのかたがたにも、しっかりとこういうことをめざして頭に入れてやってくださいと確認してスタートしたものだということを、もう一度ここで確認しておきたいと思います。審議会では話があったのですが、今までに全国的にこういう手法が制度化されているわけではなく、時間をかけて箕面市としてこうあるべきだと編み出した、いわゆる「箕面モデル」のようなものだと思うのですが、ワークショップのみなさんもそれを念頭に各地域でいろいろと頭を悩ませていただいて、校区を再編するわけですから、みんなが賛成できるというものではありません。どこかで不満があると思うのですが、ワークショップのみなさんは長き2年半にわたってしっかりと指標を前提として悩みながら議論いただいた結果が審議会に上がってきたものであるので、これは尊重されるべきだと思っています。付帯意見はいくつかついています、バランスのとれたものが提案されたのではと思っています。

○代表教育委員(山元行博君) : 他、どうでしょうか。

○委員(高野敦子君) : パブリックコメントで、箕面小校区について「ワークショップの意見ではない案がいきなり審議会に出された」という意見がありました。経過について、以前に説明を受けましたがおそらくそのあたりのことが十分に地域のかたに伝わっておらずに、パブリックコメントでの反対の理由につながっているのではないかと思ったのですが、念のためこの場でも経過を再度確認したいのでお願いします。

- 子ども未来創造局副部長：ワークショップ最終回となりました2月22日の第9回ワークショップにおきまして、箕面小校区におきましては最終結論が出せなかったことに伴いまして、次回の審議会までに事務局で一定の案を作成することを箕面小校区のワークショップメンバーと相談いたしました。メンバーの了承を得まして第9回を終えたところでございます。その後2月27日、第9回ワークショップの箕面小校区出席者に素案をご確認いただき、3月2日の通学区域審議会に提案する運びとなりました。この審議会においてご議論いただいたのちに、パブリックコメントの実施と進んでまいりました。これらの経緯につきまして答申では審議経過のところに「一部の校区についてワークショップからの提案に至らなかった」ということを明記し、付帯意見の一番目に「新しい校区について地域住民に十分理解いただけるよう、十分な説明を尽くすこと」と答申をいただいているところでございます。事務局としては引き続き粘り強く、丁寧な周知を継続してまいりたいと考えております。
- 委員（高野敦子君）：分かりました。ありがとうございます。パブリックコメントでは箕面小校区以外にも、いくつか反対の意見が寄せられていると思います。現実問題として、このような大きな見直しをする時には様々な意見がある中で、100%の市民に賛成いただくのは難しいことなのであることは感じています。答申の付帯意見にありますとおり、十分な説明を尽くすことが何より重要だと私も感じています。また校区の変更の影響というのは生活面の様々な分野に及ぶと思われまますので、その課題をどのように解消していくのかということを引き続き考えていくことが大切ではないかと思えます。
- 代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。
- 委員（大橋亜由美君）：繰り返しになりますが、審議会の付帯意見でも、「地域生活に関する市のあらゆる施策が校区の変更を見据えて展開されるよう、教育委員会内の子育て・青少年健全育成に関わる部局はもとより、地域活動・防災・防犯・福祉部局等とも連携し、全庁的に取り組みを進めること。なお、校区変更に伴い避難所が変更になるケースがあることから、災害時等に混乱が生じないように、十分な周知を行うとともに、特に経過措置期間中も混乱が生じないように十分な取扱いとすること。」と求められております。これまでも事務局ではさまざまな課題を集約して進めてきたと聞いていますけれども、これらの課題を把握して終わりということではなくて実際にそれらの課題がきちんと解決されていくように、具体的に動いていって欲しいと思っています。
- 代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。
- 委員（中享子君）：通学路に関する意見が、パブリックコメントでも多く出されていたと思います。ハード整備には時間がかかるので、早急に検討を進めていく必要があると思います。
- 教育長（藤迫稔君）：今、言っていた意見はそのとおりだと思っています。われわれはかなり将来の話について、今答えを出そうとしていますので、丁寧な周知をする、説明をするのはもちろんです。教育委員会ですることはもちろんやりますが、オール箕面として、教育委員会以外、先ほども言っていました地域活動・防災・防犯・福祉部門など、たくさん課題はあると思いますので、今から時間をかけて、各部局集めて全市的な説明会をしていこうと思っています。この間の議論についてや、懸念事項や課題についてを全市的に情報共有して取り組んでいきたいと思っています。そうでないと、われわれが動いても周りが動いてくれなかったら困るので、その危機感を認識してやっていきたいと思っています。特に審議会でも意見が出たのは、校区変更により避難所が校区外になるということ、具体的に言うとメイプルホールあたりが校区外となるということをかなりご心配されているの

で、すでに市の災害対応担当部局には話をさせてもらっていて、前向きに検討するとは言っていますので、具体的にどうするのかということも含めてしっかり検討していきたいと思っております。

- 代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。
- 委員（高野敦子君）： 経過措置についてですが、在校生はそのまま卒業できるのかどうか、また兄弟については、そのまま兄や姉が行っていた学校に通えるのかどうかなど、配慮することや柔軟に対応することが前提で当初から議論が進んできたと思っています。今回の規則にもそのようなことが基本的に盛り込まれていると感じています。経過措置について地域のかたがたに説明はされているのでしょうか。
- 子ども未来創造局副部長： 高野委員にご指摘いただきましたように、今回の議論の当初から長期の移行期間をとること、また柔軟な経過措置を設けていくことについて決めておまして、これまでも説明会等では繰り返し説明を行ってきましたが、この間、地域のかたがたとお話しする機会もたくさんございまして、中には経過措置について全く知らなかったという声も少しいただいております。今後も地域説明をさせていただくことも多いと思っておりますが、その際には経過措置の内容につきましてはわかりやすく丁寧にお伝えしていきたいと考えております。
- 代表教育委員（山元行博君）： 先ほど、通学区域審議会の未定稿の議事録を見せていただきました。私も隣町で校区見直しの住民説明会には何度も出させていただいて、厳しい指摘をずっとされてきました。なかなか難しい仕事なので、事務局は大変だったと思います。こんな中で議事録を確認をさせてもらったら、非常に丁寧にまとめておられて、丁寧に意見を聞かれていると実感しました。箕面市は丁寧にやっておられると思います。ただ、指標に基づいて長期的な視点でと言われても、9年後のことを今決めることに責任が持てないという意見もありました。またワークショップにおいても箕面小校区だけでなく、他の校区においても様々な課題が指摘されています。全庁的な取り組みにより課題解決を図ることや、今回の規則改正で経過措置を設けていくことなど、いろいろな策を講じていくわけですが、それでもこの先、全く解消されない大きな課題があるという状況になった時はどうされますか。
- 教育長（藤迫稔君）： 確かに議事録を読んでいただいた通りで、委員の中からも9年先のことについては責任を持って判断できないという意見もあり、その通りだとも思いました。それよりも先ほど説明があった付帯意見のところで、最終審議会に提案した時には「新しい校区の運用開始までに社会情勢等が大きく変化していないかどうか確認をする。」という書き方があったのですが、そこについても委員からは確認するだけなのかとか、それは具体的にどういうことを言っているのか、というやりとりがありまして、会長から事務局に答弁を求められました。われわれがイメージしていたのは、学校選択制に大きく変わってしまう、例えばあってはならないのですが、大規模災害が起こって街の様子が変わってしまうといったような、かなり大きなことをイメージしていました。そういったような状況の時は見直す必要があるという程度の認識でしたが、委員からそういった指摘がありましたので、最終的には審議会の間に見直しをしました。もう少し生活に密着した、「今回の校区変更を踏まえての今後の学校運営に関わる教育制度、教育施策や交通環境や地域生活、学校を取り巻く外部環境が大きく変化していないか、またワークショップや審議会で議論された課題がどのように経過しているか適宜確認した上で、必要に応じて対応を検討する。」といったちょっと踏み込んだ付帯意見に変えていただいたということで、われわれはしっかり認識していかないといけないと思います。付け加えますと、審議会の委員から、新しい学校の校区や周りの校区変

更は分かるが、小さな校区の変更は箕面小校区も含めて、する必要がないのではという意見がありました。委員のかたは小さな変更と言いますが、私は冒頭に言いましたように小さな変更でなく大きな変更だと思っています。みなさんが前提条件の指標をめざして、頭を悩ませてどうしたものかと考えていただいた苦肉の策の形だと思っています。変更する面積は小さいかもしれませんが、われわれとしては小さな変更でなく、大きな意味のある変更だと思っていますので、付帯意見についてしっかりとやっていきたいと思っています。もう1つ、今回の改正における経過措置についてですが、学校が建ち、規則が施行されたとしても、兄弟がいる場合に新旧の校区を選べるなど、学校が建った後の柔軟な経過措置について書いています。これを全部読むと令和34年くらいまでの経過措置になり、完全に新しい規則の通りとなるのは令和34年、35年といった長い期間の措置です。先日説明させていただいた時に委員から、改正後の経過措置だけでなく、改正前の措置はないのかという意見がありました。仮に令和11年4月に自分の中学校区が変わると分かっているなら、早いうちに新しい学校へ行きたい子どももいるのではないかという話がありましたが、その時点ではわれわれは改正後にどんな経過措置をとるかというところにはかき至っていませんでしたので、今回は改正前のことについては触れていませんが、また議論させていただきながら進めさせていただきます。

○代表教育委員（山元行博君）： 今後の進め方も聞いておきたいのですが、他のまちも校区の見直しは喫緊の課題として、少しずつ進めていっていると思います。例えば寝屋川市などは、2つの小学校区から1つの中学校へ全員が行けるようにきちんと校区を組み直し、また2つの小学校はどちらを選んでも良いと選択制を認めるといった形で見直しをされましたので、今どんな風になっているのか、情報を聞いておいて欲しいです。また寝屋川市は新しい市長になり、今度は選択登校制を編みだしたり、授業のライブ配信を認めるなどと言われていきます。本来は指定校区というものを、もっと大きな感覚で捉えて変えていこうとされているのかと思われまます。寝屋川市の方向性は分からないですが、学校を未来の形に進めるということをしています。また枚方市はだいぶ前からですが、行きたい中学校を前もって選んで提出をするとそれに応じるという、校区柔軟制にしています。それを一度見直そうという取組みもされたと聞いていますが経過がよく分からないので、またこれも一度聞いておいて欲しいです。校区の見直しを進めた時に私が一番気になっているのが、次年度の子どもの数の確定が各学校で難しくなった場合に、教職員の人事配置が他のまちに比べて不利にならないかということです。特に講師は3月末には取り合いになってしまうので、子どもの数が確定しないことで人員配置に遅れをとらないように、校区が見直されても子どもの数の早めの確定はちゃんとやっていかなくてはいけないので、とても重要なこととして検討して欲しいと思います。コロナの対応ということで初めて分散登校などをしましたが、ここからまた通常の登校を始めて、今後またどういう状況になるか分からない中で、地域のかたの支援を借りることは非常に危険だと思っています。箕面市ではないですが、他のまちの様子を見ていたら、押しボタン信号の所で高齢のかたが旗を持って立っていて、そこに20人くらいの子どもたちが集まって喋っているという、この光景は非常に怖いのです。これはとてもじゃないが世界中に発信できる光景ではないと思っています。集団登校というシステムが地域の高齢のかたの手助けを借りて初めて成立するということは見直していかなくてはならない、世界中が、地域との関わり方も今までと大きく変えていかざるを得ないという状況になっているんだろうなと思っています。そういったことも踏まえて、今後いろいろな進め方があるかと思いますが、事務局としてどんな形で進めていられるかももう一度聞きたいです。

- 子ども未来創造局副部長：他市事例へのご提案等、ありがとうございました。本日規則改正をご議決いただきましたら、9年後の予定ではございますが、新しい校区が確定するということになります。今後につきましては、市広報紙やホームページはもとより、今年度予算でのリーフレットの作成や説明会等あらゆる媒体を活用して、周知に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
- 代表教育委員（山元行博君）：事務局で通学区域審議会の様子を簡単に報告してもらえませんか。感想でいいのでお願いします。
- 教育長（藤迫稔君）：議事録も読んでいただいているので、確認という意味でお願いします。
- 子ども未来創造局副部長：直近の2回につきましては、先ほどもありましたようにそもそも論についてのご議論まで深めていただいたと考えております。いずれにいたしましても地域の代表として出ていただいているかたや学識経験者のかたが、大所高所の立場からいろいろご議論いただき回数も重ねていただきまして非常に難しいご決心だったと思います。最後ご答申がいただけましたことを、事務局としては心より感謝しているところでございます。
- 代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。
- 教育長（藤迫稔君）：やっぱり一番大変だったのはワークショップのかたがただだと思います。先ほども少しふれましたが、課題は多少残りながらもかなり悩んで決定いただいたので、悩んだ課題をしっかりと事務局が見続けていきます。課題の解決に至らなかった時にはどうするか、その課題が今思っているよりもっと大きな課題だったらどうするか、課題が出てきたけどこれでよかったのかな、ではなくそれをずっと見続けていくようにとされていますので、われわれとしては課題が消えるようにやっていく訳ですが、しっかりと見つけて対応していきたいと思います。
- 代表教育委員（山元行博君）：それでは、議案第45号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第8、議案第46号「箕面市立学校管理運営規則及び箕面市立幼稚園条例施行規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校教育室長に求めます。
- 子ども未来創造局学校教育室長：本件は、市立小学校及び中学校並びに市立幼稚園の夏季休業日の特例を今年度に限り定めようとするものでございます。その内容としましては、箕面市立学校管理運営規則の附則において、令和2年度の市立小学校及び中学校の夏季休業日を8月7日から8月21日までとし、第2学期の始業日を8月22日とする規定を設けるとともに、箕面市立幼稚園条例施行規則の附則においては、令和2年度の市立幼稚園の夏季休業日を7月23日から8月31日までとする規定を設けるものです。
- 代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 代表教育委員（山元行博君）：それでは、議案第46号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

- 代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第9、議案第47号「箕面市就学援助費給付要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校生活支援室長に求めます。
- 子ども未来創造局学校生活支援室長：本件は、失業等により収入が著しく減少した保護者に対して就学援助を速やかに行うため、箕面市就学援助費給付要綱の一部を改正するものです。主な改正点は、本市就学援助制度において所得を要件とした認定を行う場合、これまで前年所得を審査に用いまして認定の可否を決定していましたが、今般の新型コロナウイルス感染症予防に伴う経済活動の自粛等によりまして、家計が急変した世帯への対応策として急な所得の変化についても審査、認定が可能となるよう改正を行うものです。
- 代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）：この要綱をもともと議論し始めたのは、今回の新型コロナウイルスのことを想定してということですが、実際には最終的にこの制度の「建て付け」としてはどういうことになっているか、確認の意味で説明してください。
- 子ども未来創造局学校生活支援室長：最終的な制度の「建て付け」としましては、新型コロナウイルス感染症に限らず、失業など急な家計の急変につきましては今後対応していこうという作りで、制度の設計をし直したものであります。
- 教育長（藤迫稔君）：今、説明がありましたように、新型コロナウイルスで失業になったことを想定してこの要項を改正しようと始まったことですが、最終的には新型コロナウイルス感染症だけでなく、今後急激に所得の変化があった時に前年度の所得を見て対応するのではなく、本当に困っている人に素早く対応していく制度にしたということなので、よろしくをお願いします。
- 代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。
- 代表教育委員（山元行博君）：それでは、議案第47号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
- （“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第10、議案第48号「箕面市立総合運動場休館日一部変更の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保健スポーツ室長に求めます。
- 子ども未来創造局保健スポーツ室長：本件は、令和2年7月の休館日の変更について、箕面市立総合運動場条例第8条の規定に基づき、本委員会の承認を得るため提案するものです。変更内容としましては、休館日について、毎月第4木曜日、ただし、令和2年7月を除くとするものです。
- 代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 代表教育委員（山元行博君）：それでは、議案第48号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
- （“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第11、報告第44号「箕面市教育委員会の所管に係る令和2年度一般会計補正予算の件」を議題といたします。議案の朗読を省

略し、提案理由を子ども未来創造局副部長に求めます。

○子ども未来創造局副部長： 本件は、令和2年度当初予算編成以降の事務の変更等に伴い、箕面市教育委員会所管に係る令和2年度箕面市一般会計予算の補正を市長に要請する必要が生じましたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定に基づきご報告するものです。その内容につきましては、令和2年度箕面市一般会計補正第9号として、学校教育関係につきまして、新型コロナウイルス感染症対策のために行う、授業等における「学習支援員」の追加配置、及び学校再開に伴う感染症対策の作業等を行う「スクールサポートスタッフ」の配置のため、歳入及び歳出におきまして、1億3,423万2千円の増額を、それぞれ行おうとするものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第44号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第12、報告第45号「箕面市社会教育委員解職及び委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局副理事に求めます。

○子ども未来創造局副理事： 本件は、箕面市社会教育委員から辞職願が提出されましたので、これを承認のうえ解職し、その後任として新たな委員を委嘱する必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定に基づきご報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第45号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第13、議案第49号「箕面市スポーツ推進委員委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保健スポーツ室長に求めます。

○子ども未来創造局保健スポーツ室長： 本件は、箕面市スポーツ推進委員の任期が令和2年6月30日をもって満了することに伴い、スポーツ基本法第32条第1項の規定に基づき、新たな委員を委嘱する必要があるため提案するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第49号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決され

ました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第14、報告第46号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局副部長に求めます。

○子ども未来創造局副部長：本件は、人事発令を行う必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により、報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、報告第46号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第15、報告第47号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局副部長に求めます。

○子ども未来創造局副部長：本件は、去る5月28日に開催された令和2年第5回箕面市教育委員会定例会会議録を作成しましたので、箕面市教育委員会会議規則第5条の規定に基づき、報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、報告第47号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等ありますでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）：他に事務局から「その他、教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますが、いかがですか。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第16、報告第48号「生徒指導の件」を議題といたします。冒頭で決定されましたとおり、非公開といたしますので、当該案件に係る事務局職員以外の事務局職員及び傍聴の方は、退席してください。

（傍聴者及び当該案件に係る事務局職員以外の事務局職員の退席）

（報告第48号に係る審議）

○代表教育委員（山元行博君）：以上をもちまして、本日の会議は全て終了し、付議された案件、議案7件、報告7件は、全て議了いたしました。教育長にお返しします。

○教育長（藤迫稔君）：ありがとうございます。これもちまして、令和2年第6回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

(午後2時5分閉会)

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

教育長（本人自署）

委員（本人自署）